

令和6年6月1日

行動計画

妊娠・出産・復職時における支援のありかたを検討し、子育てを行う労働者等の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境を整備する。

1. 計画期間

令和4年9月1日～令和7年8月31日までの3年間

2. 内容

- 目標① 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し制度の周知を図る。
- ② 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
 - ③ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
 - ④ 子どもを育てる労働者が利用できる所定外労働の免除、短時間勤務制度等の措置の実施
 - ⑤ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

《対策》

- ① 令和6年6月～
全職員へのアンケート調査、検討開始
制度に関するパンフレットの作成・配布し全職員への周知を図る。
- ② 令和4年9月～
産前産後休業及び育児休業制度についての法改正のポイント等をまとめ、事業所内の見やすい場所への掲示をする。
- ③ 令和4年9月～
対象者の妊娠中の業務、育児休業を安心して取得出来るように代替要員（新規または内部）の確保が出来るよう業務内容、業務体制の見直しをする。
- ④ 令和4年9月～
引き続き、育児・介護休業を行う者のニーズの把握、制度の周知、実施をする。
- ⑤ 令和4年9月～
産前産後及び育児休業対象者が出るごとに、引き続き個別に制度の説明を行う。